

# 桜台ニュース

令和3年度 第4号  
発行日：令和3年7月  
編集/発行者：桜台自治会 広報部

## 7月度 本部役員会報告

\*議事録を兼ねる

日 時： 7月 11 日（日） 10:00～12:00

場 所： 2階大ホール

出席者：会長、副会長（中島副会長欠席、防災講習参加）、地区長、理事

議事進行役：星野会長

議事録作成：桐田

## 回 覧

### 1. 会長挨拶・報告 （添付資料 1 「令和 3 年 7 月度 会長報告」を参照のこと。）

＜追加説明および連絡事項＞

(1) 市原市及び市原市町会長連合会からコロナ感染防止について更なる協力要請がありました。この中で町会回覧について、緊急性のあるもの以外は掲示板を活用するなどして極力削減するようになっています。

これを踏まえて、自治会では回覧を減らすために掲示板を活用した仕組みを考えていきたいと思います。回覧は自治会発行の文書だけにする等今後対応を明確にして実行していきます。

なお掲示板の位置については、添付資料 2 「掲示板配置図」を参考のこと。

(2) 「第1回 “よつばちゃん” のフードパントリー」については 6 月に回覧で紹介しましたが、コロナ禍で生活に困窮している世帯を地域で支える活動です。困っている人は事前に予約していただき、8 月 28 日にアネッサに出向ければ食品を提供していただけるようになっています。パントリーとは“パンの貯蔵所”という意味です。今回の案内は、配布する食品等の寄付に関するお願いです。寄付する食品等がありましたら、添付資料 3 「第1回 “よつばちゃん” のフードパントリー」の食品寄付は 7 月 25 日（日）～7 月 31 日（金）10:00～12:00、有秋公民館で受け付けています。

(3) 添付資料 1 の裏面に記載の転入・転出（6 月末）月末世帯数 1243 世帯は、桜台地区にお住いの戸数を指しており世帯数ではありませんので、今後は住民戸数と表示させていただきます。この戸数には非会員も含まれています。非会員は 40 世帯です。また空き家は当然含まれていません、市の住民票統計による世帯数は、1389 世帯で 2 世帯住宅、同居人等が別途世帯でカウントされているため世帯数が増えています。

(4) 警察からの情報で女性をつけ回す不審者情報は多数報告されています。十分に気を付けてください。また、住居侵入と空巣が多く報告されていますので戸締りのほう宜しくお願いします。

- (5) 福増クリーンセンター内にある“憩いの家”にレジオレラ菌が発見されて休館になっています、ということは、多分お風呂の水に発見されたものと推察しています。

## 2. 審議事項（決議、検討、確認事項）

### (1) 新昭和リビングからの提案（説明：星野会長）

新昭和リビングは、リフォーム中心に木更津・君津・市原・館山に計 8 店の店舗を持つ小規模な不動産会社ですが、空家等の売却促進活動を桜台地区で展開する計画があり、自治会に空き家情報を提供できないか相談があった。空き家を減らすことは自治会としてもいい機会ととらえ、自治会が転入・転出の都度更新している桜台住宅地図を提供することを考えている。

理事の一人から、桜台住宅地図には空家情報だけではなく住宅の所有者名が入っており、これは個人情報保護の観点から、また更新され常に最新状態になっているこの地図の価値から、提供すべきでないという意見が出た。住宅地図は提供せず、提供するなら空家の住所だけならいいということになった。

### (2) 自治会館の外壁塗装工事の施工会社選定について（説明：桐田副会長）

K S P（自治会館改修工事プロジェクト）で検討し作成した「自治会館外壁塗装工事見積比較表」に基づき発注会社選定理由について説明し承認された。見積比較表は説明後回収しましたので、確認したい人は自治会でご確認できます。

3 社の見積もりを査定した結果は次の通り、発注内示を与える会社は株式会社 R N V とする。

- ① 大差をつけての一一番札である。
- ② K S P プロジェクトが作成した見積仕様書に忠実に見積もっている。
- ③ フッ素系塗料の弱点を指摘し対応を提案している。
- ④ 詳細な現地調査を実施し報告書を作成したうえで見積書を作成している。
- ⑤ 10 年の保証をついている。等

### (3) 桜台自治会活動についてのアンケート（第 2 弾）案について（説明：桐田副会長）

先月の本部役員会で、高齢化が進む自治会活動の見直し計画案が承認されたことを受けて、次のステップとして桜台自治会が抱える現状の問題点を把握するために、添付資料 4：「桜台自治会活動に関するアンケート」を作成し実施するものです。

常務役員会で説明し了解が得られたものを本部役員会で説明し審議を進めた。

意見としては

- ① 原案には、防犯灯電気代、ごみステーション補修費、域内美化活動に対する非会員から費用負担をお願いすることを問うことをアンケートに入れていたが、非会員は 40 世帯程度で金額的にも大きなものでなく、今の段階では費用負担より一日も早く会員に復帰していただくほうが先で、その活動を続けるべきだという意見があり削除した。
- ② 無記名で丁目と区を記入するようになっていますが、区はなじみが少ないので班

に変更したほうがいいという意見があり、そのようにした。

- ③ アンケート 17 の専門部会活動とは何を意味するのか、説明が欲しいという意見があった。

アンケート（案）については承認されたので、早急にアンケートを実施します。全会員が対象です。非会員にも実施します。アンケート回収では班長さんにご苦労をおかけしますが、皆さん宜しくお願ひします。

#### (4) 桜台自治会会則（非常時における定期総会）の改正の件（説明：桐田副会長）

会則改正プロジェクト（森田、辻、桐田）では昨年 8 月から会則を中心に規則、基準、要領等全般にわたって改正作業を進めてきました。きっかけは、コロナ禍において令和 2 年度の定期総会は、常務役員を代議員とする会則に規定のない会議とならざるを得なかつたことを踏まえて、このような事態に備えて会則を整備しようとしたものです。

その後検討を進めてきましたが、会則にとどまらず、長年見直されていない規程類全体において整合が取れていないところや不備が発見され、会則にとどまらず規程要領類全体について見直しを進めています。

今回、来年度定期総会にかける前に、コロナ禍等の非常事態における定期総会のあり方について、添付資料 5 「桜台自治会会則の改正案（非常時の定期総会）」に基づき、本部役員会でどちらがいいか意見をお聞きした。

その結果、1 案（定期総会議案書に意見、提案をお持ちで総会出席を希望する人から選ばれた代議員が出席する会議）が、より活発で貴重な意見が出て審議が深まるという理由で、1 案がいいという意見をいただきました。常務役員を代議員とする過去 2 回の定期総会は、内情がわかっている身内の会議であり審議は深まらないという意見でした。代議員選出の方法は、1 案では地区長がそれぞれの丁目の代表を決めることにしていますが、今後さらに考えていきます。

#### (5) 本部役員会議事録の問題点と対応（説明：星野会長）

常務役員会で安藤 3 丁目地区長から、先日、会員の一人から、「桜台ニュース」に載せられている本部役員会議事録に不備が多いことが指摘され対応している件について報告があった。本部役員会は最高執行機関として、その議事録は会議で審議し決定したこと等を正確に残さなければならないのだけれど、「桜台ニュース」が議事録を兼ねているのは問題だという。

会議が 2 時間にわたる本部役員会議事録作成は多大な労力がかかることから、自治会発足当時から大きな問題だったが、宮崎前会長時代から広報部が作成する「桜台ニュース」で議事録を兼ねるとすることで対応してきた。宮崎会長時代はこれで特に問題は起きていたなかったが、その後執行部や広報部引継ぎで十分な引継ぎがなされておらず、議事録作成の手引きもなかったことからこのような問題が起こっているのではないかという意見もあった。

安藤副会長からは、本部役員会議事録は「桜台ニュース」とは別に作るべきで、「桜

「桜台ニュース」はその後議事録をベースに重要なところを抜き出して会員に伝えるものにすべきではないかという提案があった。この件については引き続き検討するものとした。議事録作成は、以前は常務役員持ち回りで作成されていた時代もあり不可能ではないが、現在桜台ニュース作成上の問題点が明確になっているので、まずはこれを改善すべきという意見が出て、7月度議事録は桐田副会長が「桜台ニュース」として指摘事項を踏まえて作成し、問題があれば今後さらに改善を進めることにした。指摘に基づき、添付資料6:「議事録作成の手引き」(案)を作成し、これに基づきこの議事録を作成している。

(6) 「市長と町会長で語ろう未来創生ミーティング」のテーマ募集 (説明: 星野会長)

10月14日 14:00~ 有秋公民館で開催されますが、桜台として以下の3つのテーマを提出することにした。

- ① 桜台バス通りのイチョウ並木伐採について
- ② 有秋南小学校の脇を走る狭い道路を、中古車を満載した大型トレーラーが頻繁に通って危険である。登校、下校時通行禁止等対応をとってもらえないか。
- ③ 深代池フェンス内側のススキ、葛のつた等の除草について  
フェンス外側は公園管理事務所が除草できているが、フェンス内側は下水道課の管理で全く除草がされていない。管理範囲の設定がまずいのではないかという意見あり。

(7) 空家の問題について (浜中理事)

空家が放置され、樹木や草が伸びて近隣に迷惑になっているだけでなく、蛇やハクビシンのような小動物の住処になっているところがあり、苦情が出ている。どうしたいいいか。

自治会が費用を出して除草等の対応できないため、市の都市部住宅政策課から所有者に対応するように連絡を取ってもらっています。市に対応を依頼する前に自治会事務局に相談してください。

### 3. 次回本部役員会開催予定

令和3年8月1日(日) 10:00~12:00

### 4. 添付資料

- (1) 添付資料1:「令和3年7月度 会長報告」
- (2) 添付資料2:「掲示板配置図」
- (3) 添付資料3:「第1回 “よつばちゃん” のフードパントリー」
- (4) 添付資料4:「桜台自治会活動に関するアンケート」
- (5) 添付資料5:「桜台自治会会則の改正案（非常時の定期総会）」
- (6) 添付資料6:「議事録作成の手引き」(案)

以上

# 添付資料 1

## 令和3年7月度 会長報告（7月11日）

### 会長挨拶

コロナウィルスの感染者の発生が増減しており、東京都に「緊急事態宣言」が再度発令されます。そんな中で、オリンピックを無観客で開催を強行するようです。感染の再拡大が心配されますのでお互いに「感染しない、感染させない」ための行動に対してご協力をお願いします。

### I. 6月14日～7月11日の自治会・関係団体の行事関係

1. 6月15日（火）有秋南小学校区安心安全NW推進委員会に星野と荒牧が参加した。  
「第1回よつばちゃんのフードパントリー」の実施について（別添資料参照）  
社会福祉協議会の主催により、アネッサで8月28日に実施
2. 6月20日（日）有秋地区防災勉強会（有秋公民館）に防災部3名と星野が参加した。

### II. 市役所・警察・消防署からのメール配信

1. 市役所からの情報(6/14～7/10)
  - ① 連日のように「コロナ感染者発生」の情報連絡が入る  
(6/13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 29, 30)  
(7/01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10)
  - ② 6月14日 コロナワクチン関係の市長からのメッセージ
  - ③ 6月14日 電話de詐欺の注意喚起 (6/17, 21, 23, 29, 30)
  - ④ 6月17日 12歳～64歳へのワクチン接種券発送のお知らせ
  - ⑤ 6月21日 「まん延防止等重点措置区域」の適用区域に指定された
  - ⑥ 6月23日 行方不明者の高齢者（辰巳台東 72歳 女性）
  - ⑦ 6月24日 不審者情報 柏原、6/28 白塚、6/29 君塚
  - ⑧ 7月01日 広報いちはら7月号発行
  - ⑨ 7月01日 熱中症への注意喚起
  - ⑩ 7月02日 大雨情報、避難所開設、7/03 高齢者等避難、土砂災害警戒、洪水警報など
  - ⑪ 7月05日 土砂災害への注意喚起
  - ⑫ 7月06日 水稲病害虫防除の農薬を空中散布への注意喚起
  - ⑬ 7月08日 市内で火災が多発しているので注意喚起
  - ⑭ 7月09日 市 憇いの家で水質検査の結果「レジオネラ菌」が検出され、当分の間休館する
  - ⑮ 7月09日 「まん延防止等重点措置区域」に指定されている期間を8月22日まで延長
  - ⑯ 7月10日 県内で「熱中症警戒アラート」が発令されたので注意喚起
  - ⑰ 7月10日 夏の交通安全運動が7月10日～19日まで実施される

### 2. 警察からの情報(5/16～6/30) 合計179件

- ① 自転車盗・・・44件、自動車盗・・1件、オートバイ盗・・7件
- ② 住居侵入＆空巣・・41件
- ③ 万引き・置引き・・29件
- ④ 器物損壊・・・41件
- ⑤ 車上ねらい・・・16件

### III. 転入・転出（6月末現在）

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	月末世帯数
転入				1	
転出					1,243世帯

### IV. 7月12日～8月8日の自治会・関係団体の行事関係

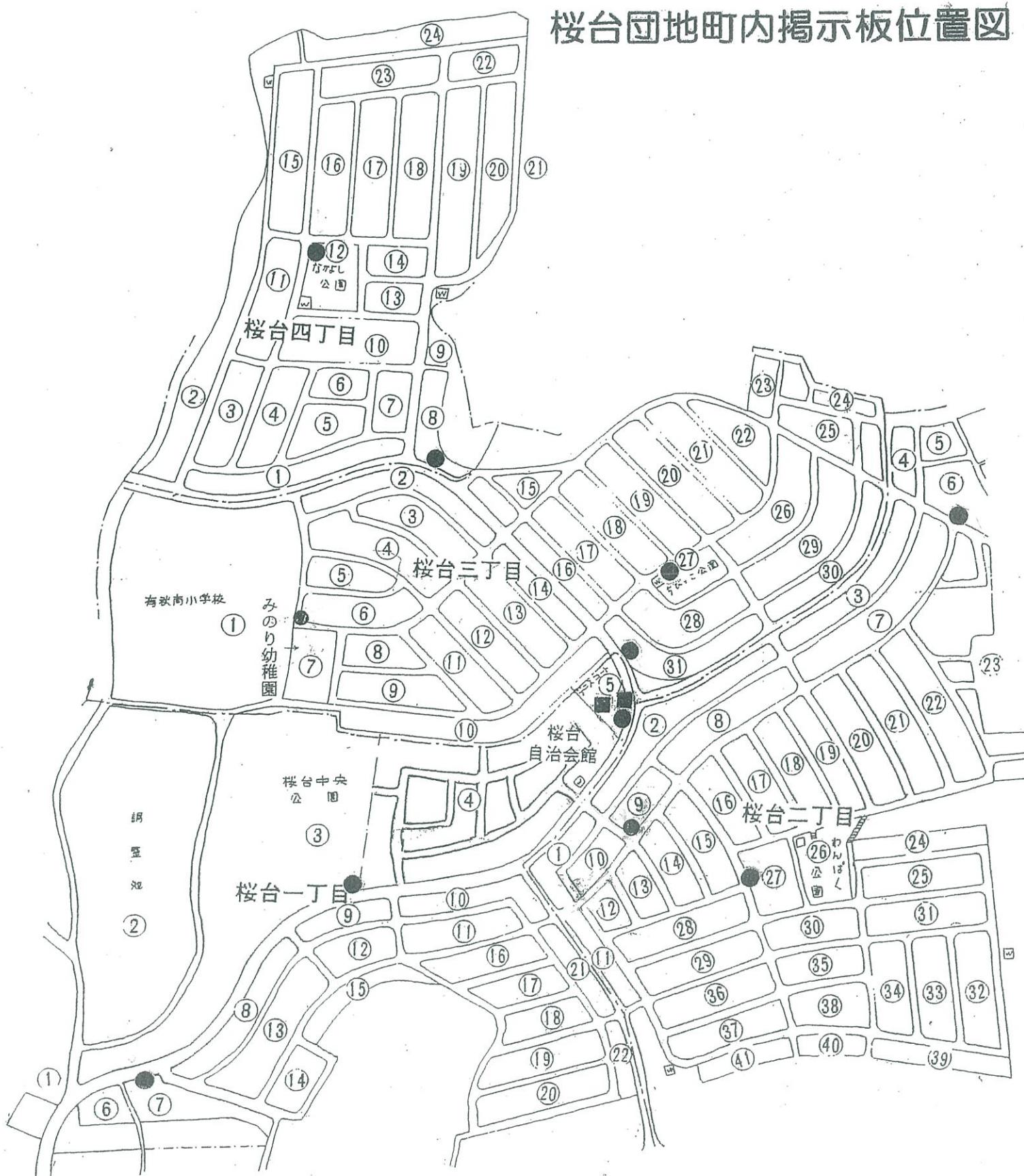
1. 7月20日（火）有秋南小学校区安全安心NW推進会議（桜台自治会館）
2. 7月29日（木）有秋地区社会福祉協議会 理事会（アネッサ）
3. 7月30日（金）有秋地区町長連合会 役員会（有秋支所）
4. 8月06日（金）有秋地区町長連合会 全体会議（有秋支所）

### V. 審議＜決議、検討・確認＞事項

1. 下水道管理課より7月中旬から9月中旬にかけて、町内の下水道点検を実施するとの連絡があり、マンホールの蓋を外して点検を行う。1箇所10分～20分程度。来週早々に掲示板への掲示物が会館に届く予定です。
2. 危機管理課より防災無線の増設工事を実施するとの連絡がありました。  
4丁目の「なかよし公園内」で秋頃に施工する予定で、詳細は後日連絡がある予定です。
3. 新昭和リビングから、空家等の売却促進活動についての説明がありました。  
青葉台地区において実施をしているで、桜台としても多少なりとも「空家」が減少すれば、美観上も良くなり、防犯・防災面でも安全性が高まるものと思われることから、空家情報を提供していきたいと考えています。
4. 自治会館の外壁塗装工事の業者選定について  
別紙の「見積比較表」により業者選定を提案・・・桐田副会長から説明
5. 桜台自治会活動に関するアンケートの実施について・・・桐田副会長から説明
6. 桜台自治会会則の改正案（非常時の定期総会）について・・・桐田副会長から説明
7. 常務役員会及び本部役員会の進め方と、議事録の作成について・・・安藤地区長から説明
8. 市長と町会長で語ろう未来創生ミーティングのテーマの選定について

## 添付資料 2

### 桜台団地町内掲示板位置図



\*掲示板に掲示する際には、自治会館窓口まで届け出ること。

\*通年掲示のものは除き、掲示期間を過ぎたものは速やかにはずすこと。

## 添付資料 3

### 「第1回よつばちゃんのフードパントリー」の実施について

市原市社会福祉協議会事務局

令和3年6月14日

#### 1. 目的

地域住民・企業の力を借りて、食品を集め、フードパントリー形式（特定の日にイベント会場を設け、来場した方に配布）で配布することにより、生活に困窮する世帯を地域で支える「困ったときはお互いさまの地域づくり」を推進する。

また、地域を限定して実施することで、地区ごとの状況を把握し、今後の円滑な運営に繋げるため実施する。

#### 2. 主催

市原市社会福祉協議会

#### 3. 後援

市原市（予定）

#### 4. 日時

令和3年8月28日（土） 9：30～11：30（※準備作業）

#### 5. 場所

姉崎保健福祉センター（アネッサ）ボランティアルーム・実習室

#### 6. 内容

##### ①食品の配布

- ・地区社協、小域福祉ネットワークに協力をいただき、事前予約された世帯へ食品の配付

##### ②生活相談ブースの設置

- ・生活に困りごとを抱える世帯が、気軽に相談する機会を設けるため、いちはら生活相談サポートセンターに出張相談を依頼

#### 7. 対象者

姉崎・有秋地区に在住する、生活に不安を抱える子育て世帯

※配布用の物品を確保するため事前予約制（メール及び電話にて受付）

## 8. 食品の募集（収集）について

地域住民・企業からの協力を得て、下記の条件のもと募集を行う。

- ・賞味期限が明記され、9月末以降のもの  
(イベント開催日から、1か月程度の賞味期限を想定)
- ・常温で保存が可能なもの
- ・未開封かつ破損で中身が出でないもの

### [例]

穀類（麺類、小麦粉等）、保存食品（缶詰等）、インスタント・レトルト食品、  
菓子、飲料（ジュース・お茶等）、ギフトパック（お歳暮・お中元等）、お米

※生鮮食品の寄付にご協力いただける方は、開催前日（8月27日）にアネッサにお持ちいただく。

## 9. 対象者への周知方法

- ・市社協ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック等）を活用した周知
- ・地区社協、小域福祉NW、地区民児協を通じた対象者への周知
- ・町会回覧による、イベント開催ちらしの配布
- ・市原市国際交流協会を通じた、外国人世帯への周知

## 10. 食品の募集依頼方法

### ①地域住民

- ・町会回覧による、食品募集ちらしの配布
- ・市社協ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック等）を活用した周知
- ・公共施設（駅、支所、公民館等）にてチラシ及びポスターの設置

### ②地域福祉団体（地区社協、小域福祉NW、地区民児協等）

- ・各種会議にて市社協地区担当職員より協力を依頼

### ③市原市役所・市社協

- ・職員へ協力を依頼

## 11. 食品等寄付における受付場所及び期間

### ①姉崎保健福祉センター [通称：アネッサ] (椎津1131)

7月1日（木）～7月31日（土） 8:30～17:15

### ②有秋公民館（有秋台西1-3-2）

7月25日（日）～7月31日（土）10:00～12:00

## 添付資料4

2021年7月12日

桜台自治会活動に関するアンケート ( 丁目 班)		
該当する年齢にチェックマークをいれてください。 <input type="checkbox"/> 50歳以下 <input type="checkbox"/> 51歳から64歳、 <input type="checkbox"/> 65歳から74歳、 <input type="checkbox"/> 75歳以上		
NO	質問項目	<input type="radio"/> で囲む
1	高齢化で班長・理事ができなくなってきたと思いますか。	(思う、思わない)
2	高齢化で5年後は班長・理事業務は出来なくなっていると思いますか。	(思う、思わない)
3	高齢を理由に班長・理事を免除する制度があつてもいいと思いますか。	(思う、思わない)
4	現在、推薦されれば地区長、副会長を受けてもいいと思っている。	(思う、思わない)
5	5年後は地区長、副会長は推薦されても出来なくなっている可能性があると思いますか。	(思う、思わない)
6	現在、推薦されれば会長を受ける気持ちはありますか。	(思う、思わない)
7	班長・理事業務の免除を希望する人がいる中で、役員を引き受けさせていただいた人には、年会費の減額、さらには謝礼を出すべきという意見があります。例えば、班長・理事をやってくれた人には年会費は半額の3,000円、謝礼として会長には20,000円、副会長には10,000円、地区長には5,000円、予算的には合計で、40万円になりますが、このぐらいは実施してもいいと思いますか。	(思う、思わない)
8	班長・理事を免除されるなら、自治会費は500円高い年間6,500円でもいいと思いますか。	(思う、思わない)
9	パソコンやスマホを活用していますか。	(している、していない)
10	現在の年会費(6000円)は高いと思っていますか。	(思う、思わない)
11	桜台最大のイベント、夏祭りの盆踊りは今まで通りの規模で続けたほうがいいと思っていますか。	(思う、思わない)
12	夏祭りの子供神輿は今後も続けるべきだと思っていますか。	(思う、思わない)
13	フェスティバルは規模の縮小等見直しをしたほうがいいと思っていますか。	(思う、思わない)
14	夏祭りやフェスティバル等のイベントの見直しや企画をするボランティアを募集したら参加したいと思っていますか。	(思う、思わない)
15	防災部、防犯部、生活環境部、広報部、イベント企画部、福祉部、文化体育部の専門部会活動は部会に配属された班長のロードを下げるため、根本的に縮小等見直しをしたほうがいいと思っていますか。	(思う、思わない)
16	公園、市道の歩道の芝生等の植栽等の伐採や除草は市が定期的に実施していますが、それを補完する形で、自治会が当番を決めて、区や班で清掃をしています。高齢化に伴い自治会が実施している公園等の清掃は中止してもいいと思っていますか。	(思う、思わない)
17	もし、前項の公園等の清掃を清掃ボランティア(仮称)で実施し、今まで通り市からの公園愛護活動協力金(35万円/年)をもらい、この協力金をボランティアグループ内で自由に活用していいとしたら、清掃ボランティアに参加してもいいと思いますか。	(思う、思わない)
18	自ら出向いて買い物するのが身体的に苦痛になってきたと思いますか。	(思う、思わない)
19	ゴミ出しが身体的に苦痛で支援が必要だと思いますか。	(思う、思わない)
20	ごみステーションの清掃当番ができなくなってきたと思いますか。	(思う、思わない)
21	台風対策や災害時の避難等で支援が必要だと思いますか。	(思う、思わない)
22	高齢化における自治会の在り方を検討するプロジェクトが発足したら参加したいと思いますか。	(思う、思わない)
23	桜台地区に1軒ある食料品店の福田商店に自治会が協力する形で、今後の買い物難民対策を考えることはいいことだと思いますか。	(思う、思わない)
25	今後の自治会活動の見直しで検討してほしいことがありますら裏面に記入願います。	

## 添付資料 5

### 桜台自治会会則の改正案（非常時の定期総会）

#### 非常時の定期総会

NO	条	案1	案2	備考
7	第7条(非常時定期総会)を追加	<p>第10条(非常時総会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常時総会は定期総会に準ずる。</li> <li>2. 非常時総会は次の場合に開催するものとし、会長がこれを招集する。 大規模な感染症発生時のように、定期総会に出席を希望する会員が出席できないと会長が判断した場合。</li> <li>3. 非常時総会には、正、副議長各1名及び書記2名を置くものとし、総会の都度、書面議決で会員の中から選出する。</li> <li>4. 非常時総会の成立要件は、総会に出席した代議員数と委任状の合計が会員総数の過半数を超えた場合は成立とみなす。</li> <li>5. 非常時総会の開催に際しては、事前に議案書を会員全員に配布し、書面審議をいただき賛否を回答いただくとともに、議案について質問や意見がある場合は回答書に記入したうえに、代議員として総会に参加希望かどうかを記入する。</li> <li>6. 非常時総会は、新旧会長、副会長と各丁目2名の代議員の出席のもとに審議を行う。</li> <li>7. 各丁目代議員の選任は、各丁目の副会長、地区長が、議案書に対する質問や意見を踏まえて決定する。</li> <li>8. 審議は総会に出席できない会員からの質問や意見についても行い、結果を議事録等で回答する。</li> <li>9. 非常時総会の決議は出席代議員と書面議決数の合計の過半数を以って決定し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。</li> <li>10. 非常時総会では、会則の改正や細則で定める出費の限度額、費用、報酬、単価等金額に関する規定の変更是行わない。</li> </ol>	<p>第10条(非常時総会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常時総会は定期総会に準ずる。</li> <li>2. 非常時総会は次の場合に開催するものとし、会長がこれを招集する。 大規模な感染症発生時のように、定期総会に出席を希望する会員が出席できないと会長が判断した場合。</li> <li>3. 非常時総会には、正、副議長各1名及び書記2名を置くものとし、総会の都度、書面議決で会員の中から選出する。</li> <li>4. 非常時総会の成立要件は、総会に出席した代議員数と委任状の合計が会員総数の過半数を超えた場合は成立とみなす。</li> <li>5. 非常時総会の開催に際しては、事前に議案書を会員全員に配布し、書面審議をいただき賛否を回答いただくとともに、議案について質問や意見がある場合は回答書に記入する。</li> <li>6. 非常時総会は、新役員が出席する本部役員会メンバーを代議員として審議を行う。</li> <li>7. 審議は総会に出席できない会員からの質問や意見についても行い、結果を議事録等で回答する。</li> <li>8. 非常時総会の決議は出席代議員と書面議決数の合計の過半数を以って決定し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。</li> <li>9. 非常時総会では、会則の改正や細則で定める出費の限度額、費用、報酬、単価等金額に関する規定の変更是行わない。</li> </ol>	
	出席者	議長、副議長、書記2名、新旧会長、新旧副会長と各丁目2名の代議員 計22名	議長、副議長、書記2名、新本部役員 計28名	
	代議員	代議員は議案書に質問や意見ありの人の中から選ばれ、熱心な審議が期待される。	令和2年度、3年度の緊急時の定期総会では、新常務役員で代議員を構成、計13名で少なすぎる。	
	人数制限	新旧会長や新旧副会長の中には留任する人もいることから、会場の制限(24名)まで代議員を増やせる。	理事全員を加えると28名になり、4人減らさなければならない。	

# 添付資料 6

2021年6月29日

## 議事録作成マニュアル(案)

桜台自治会  
文責 桐田

### 1. 概要

自治会の最高決議機関の定期総会や最高執行機関の本部役員会、さらには常務役員会があり、自治会運営に大きく関わっている。

これら会議で審議され決議されたことは、自治会活動でさらに検討を進め、遅滞なく適正に実行されるべきものである。

これら会議の議事録は正確かつ分かりやすく作成されなければならないが、マニュアルがなければ作成者の個人的な経験や判断で、省略されたり表現があいまいだったりして後日読み返してわからないことが多くある場合がある。

このようなことを避けるために、必要最小限の手順やきまりを決めて作成することが必要である。ここでは、議事録作成マニュアルを定め、作成に当たってできるだけ個人差が出ないようにする。

### 2. 議事録作成の要点

- (1) 議事進行役名、議事作成者名を入れる。
- (2) 議事録作成日を入れる。
- (3) 会議名は年度、期を入れる。
- (4) 開催場所は、部屋の名称を入れる。
- (5) 開催日時は、開催日、開始・終了時間を入れる。
- (6) 出席者数は会議成立の要件になっている場合があるので、会議成立要件を満たしているかわかるような表現、欠席者名、全員出席等を明記する。
- (7) 議案、審議テーマ毎に項を作る。
- (8) 議案テーマ提案者、説明者を明記する。
- (9) 決議に至る重要な質疑応答について書き残す。
- (10) 決定事項なのか、今後の検討課題なのか、予定なのかを明確にする。
- (11) 出来れば検討等の担当者、今後のスケジュールや期限を明確にする。
- (12) 長文は避けできれば箇条書きにする。
- (13) 会議で使った資料は議事録に添付し、本文との重複を避け議事録を簡素化する。
- (14) 次回開催日を記入する。とくに本部役員会の傍聴は許されており、会員の中には傍聴を希望する人がいるかもしれない。
- (15) 議事録は会議の主催者や責任者の承認欄を設け捺印をいただく。

以上